

4 監査第106号
令和4年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	高 橋 正 浩
同	大 西 誠
同	兵 頭 竜
同	高 田 健 司

令和3年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審査の対象

令和3年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審査の方法

令和3年度愛媛県内部統制評価報告書(以下、評価報告書という。)の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審査結果及び意見

評価報告書について、上記により審査した結果、重大な不備に該当するかどうかの判断等が適切に行われており、その記載は概ね適当と認められる。

なお、制度導入2年目となる令和3年度は、制度に対する理解は深まってきているものの、所属による不備の判断に差異がある事例が見受けられた。

制度を適切に整備、運用し、今後、一層有効に機能させるため、引き続き、「予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行を組織的に徹底する」という「愛媛県の内部統制に関する方針」の基本理念をしっかりと踏まえ、内部統制の不備の判断基準のさらなる明確化を図るとともに、職員への制度の周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時、的確なモニタリング等に取り組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備考

特段記載すべき事項はない。